

(平成25年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 1 号

習志野市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年2月19日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 帯 包 文 雄

習志野市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

習志野市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条から第4条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「政務調査費に」を「政務活動費に」に、「報告書を」を「報告書（以下「収支報告書」という。）を」に、「領収書等の証拠書類の写し」を「領収書又はこれに準ずる書類」に改め、同条第2項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するために必要な経費として」を「第5条に定める経費の範囲に基づいて」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条第2項）

項目	内容	主な例
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器購入・リース代等

別記様式中「政務調査費」を「政務活動費」に、

「

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

を

」

「

科 目	金 額	主たる支出の内訳
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 費		
合 計		

に改め、

」

「(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の習志野市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に改正前の習志野市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めること。また、議長は、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めることとするものである。

(平成25年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 2 号

習志野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年2月19日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 帯 包 文 雄

習志野市議会委員会条例の一部を改正する条例

習志野市議会委員会条例（昭和57年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属、常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。ただし、議長については、特に必要がある場合、常任委員となつた後議会の同意を得て辞退することができる。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、委員の選任等に関し、所要の改正を行うものである。

(平成25年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 3 号

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年2月19日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 帯 包 文 雄

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則

習志野市議会会議規則（昭和57年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第78条―第82条）」を「第9節 公聴会、参考人（第78条―第84条）」に、「第83条―第87条」を「第90条―第94条」に、「第88条―第89条」を「第95条―第111条」に、「第105条・第106条」を「第112条・第113条」に、「第107条―第118条」を「第114条―第125条」に、「第119条・第120条」を「第126条・第127条」に、「第121条―第131条」を「第128条―第138条」に、「第132条―第138条」を「第139条―第145条」に、「第139条―第143条」を「第146条―第150条」に、「第144条―第152条」を「第151条―第159条」に、「第153条―第158条」を「第160条―第165条」に、「第159条」を「第166条」に、「第160条」を「第167条」に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第134条」を「第141条」に改める。

第160条を第167条とし、第154条から第159条までを7条ずつ繰り下げる。

第153条第2項中「第106条」を「第113条」に改め、同条を第160条とする。

第152条を第159条とし、第99条から第151条までを7条ずつ繰り下げる。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第105条とする。

第97条を第104条とし、第83条から第96条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第78条から第81条までを7条ずつ繰り下げ、同節を同章第10節とし、同章第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

（公聴会開催の手續）

第78条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条第2項の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会、参考人招致等に関し、所要の改正を行うものである。

(平成25年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 4 号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出し
ます。

平成25年3月22日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会議員 清 水 晴 一

賛成者 習志野市議会議員 宮 本 博 之

〃 〃 帯 包 文 雄

〃 〃 市 瀬 健 治

〃 〃 木 村 孝

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める 意見書

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等のさまざまな症状が複合的に発症する疾病とされている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労もはかり知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決してまれではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法(いわゆるブラッドパッチ療法)が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準づくりが開始された。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、本市議会は政府に対し、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望するものである。

記

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。

- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低1カ所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。